

宮崎県首都圏情報発信拠点「新宿みやざき館KONNE」飲食店舗運営業務委託 企画提案競技実施要領

1 業務の目的

宮崎県の首都圏における情報発信拠点である「新宿みやざき館KONNE」において、宮崎ならではの食材やメニューを提供することで、宮崎の食の魅力を直接実感してもらい、食材・加工品の認知度・好感度の向上や、販売・消費及び販路の拡大につなげる。

2 委託業務

(1) 業務名

宮崎県首都圏情報発信拠点「新宿みやざき館KONNE」飲食店舗運営業務

(2) 業務内容

別紙「宮崎県首都圏情報発信拠点「新宿みやざき館KONNE」飲食店舗運営業務委託企画提案競技仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 企画提案競技実施の公告方法

宮崎県ホームページにより告知

4 参加資格

次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 飲食の提供に関する営業又は業務について実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (4) この公告の日から業務委託予定者を決定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 共同企業体で応募する場合は、以下の全ての要件を満たすこと。
 - ・構成者いずれか1者が、上記（1）の要件を満たしていること。
 - ・全ての構成員が、上記（2）から（6）の要件を満たしていること。
 - ・単独又は他の共同企業体の構成者として、本件業務に参加していないこと。

5 スケジュール（予定）

- | | |
|--------------------------|---------------|
| (1) 実施公告 | 令和7年10月 1日（水） |
| (2) 説明会参加申込期限 | 令和7年10月 8日（水） |
| (3) 見学会参加申込期限 | 令和7年10月 8日（水） |
| (4) 説明会（オンライン） | 令和7年10月14日（火） |
| (5) 見学会（新宿みやざき館 KONNE2F） | 令和7年10月16日（木） |
| (6) 企画提案競技参加申込期限 | 令和7年10月27日（月） |
| (7) 質問書受付期限 | 令和7年11月 4日（火） |
| (8) 企画書等提出期限 | 令和7年11月12日（水） |

- | | |
|---------------------|---------------|
| (9) 書面審査 | 令和7年11月17日(月) |
| (10) 審査会(プレゼンテーション) | 令和7年11月19日(水) |
| (11) 審査結果通知 | 令和7年11月下旬 |

6 説明会の実施

- (1) 期日
令和7年10月14日(火) 午後2時から午後3時まで
- (2) 場所
オンライン(MicrosoftTeams)により実施
- (3) 参加申込
「説明会・見学会参加申込書(様式第1号)」に必要事項を記入の上、本要領中「13 問い合わせ及び書類提出先」宛てに持参、郵送、FAX又は電子メールにより申込むこと。
なお、郵送、FAX又は電子メールの場合は、電話にて県担当に到着の確認をすること。
- (4) 申込締切
令和7年10月8日(水) 午後5時(必着)
- (5) その他
説明会に参加しなくても、企画提案競技への参加は可能とする。

7 見学会の実施

- (1) 期日
令和7年10月16日(木) 午後3時30分から午後4時30分まで
- (2) 場所
新宿みやざき館KONNE 2階「くわんね」
(所在地:東京都渋谷区代々木2-2-1 新宿サザンテラス内)
- (3) 参加申込
「説明会・見学会参加申込書(様式第1号)」に必要事項を記入の上、本要領中「13 問い合わせ及び書類提出先」宛てに持参、郵送、FAX又は電子メールにより申込むこと。
なお、郵送、FAX又は電子メールの場合は、電話にて県担当に到着の確認をすること。
- (4) 申込締切
令和7年10月8日(水) 午後5時(必着)
- (5) その他
 - ① 参加人数は各団体2名までとする。
 - ② 見学会に参加しなくても、企画提案競技への参加は可能とする。

8 企画提案競技への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書(様式第2号)」を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年10月27日(月) 午後5時(必着)
- (2) 提出方法
本要領中「13 問い合わせ及び書類提出先」宛てに持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便等の確実な手段により提出すること。
※申込書を提出した後、辞退することとした場合は、直ちに申し出ること。

9 企画提案競技に係る質問

本企画提案競技について質問がある場合は、「企画提案競技質問票（様式第3号）」を提出すること。

(1) 提出期限 令和7年11月4日（火） 午後5時（必着）

(2) 提出方法

本要領中「13 問合わせ及び書類提出先」宛てに持参、郵送、FAX又は電子メールで提出すること。

なお、郵送、FAX又は電子メールの場合は、電話にて県担当に到着の確認をすること。

(3) 回答方法

原則として3日以内（県の閉庁日は除く。）に質問者へメールにて回答することとする。

ただし、仕様書等の変更に係る回答など、内容によっては参加申込書を提出した全員に対して、回答することがある。

※来訪又は電話による質問に対する回答は行わない。

10 企画書等の提出

(1) 提出資料

下記①から⑧をセットしたものを「企画書」とする。

① 企画提案競技申請書（様式第4号）

② 応募者の概要及び業務実績等（様式第5号）

③ 誓約書（様式第6号）

④ 企画提案書（様式自由）

以下を参考に、なるべく具体的な事例等を示して記載すること。

ア 運営方針等

・店舗の業態等

ターゲットとする客層、どのような経営理念で運営するか

イ 店舗の営業日、運営時間

ウ 飲食メニューの構成提案

・想定するメニューの例（宮崎県産の農畜水産物・加工品を活用した具体的なメニューなど（食事、飲み物、デザート等））

※活用したい宮崎県産食材等

・宮崎県産食材の認知度向上につながる取組

・宮崎県産食材の使用計画及び仕入れ方法

・集客を図るための、ランチメニュー及びディナーメニューの工夫

・リピーターの増加・確保を図るための工夫

エ フェア実施等の企画提案

・店舗主催のフェア実施等の具体的な提案、実現体制

・県内の市町村や企業等との連携

・新宿みやざき館KONNE 1階の物販（調味料や加工品等の利用など）と連携したPR

・消費者の反応など県内生産者等へのフィードバックの方法

・宮崎県産の食材やメニューの魅力について、SNSでの定期的かつ効果的な発信。

オ 運営体制

・コンプライアンス遵守に対する取り組み

・接客マナーの徹底などに対する姿勢

- ・事業統括責任者、店長予定者
- ・配置予定の専門性、資格、実績
- ・スタッフの配置計画、スタッフへの教育研修体制
- ・衛生管理及び感染症対策の徹底

カ 業務実績

- ・類似業務の実績

⑤ 収支計画（参考様式第1号）

⑥（代理人を選定した場合）委任状（様式第7号）

⑦（共同企業体を構成する場合）共同企業体協定書（参考様式第2号）

⑧ その他の書類

ア 登記事項証明書（直近3か月以内のもの）、個人の場合は住民票

イ 定款（個人の場合は不要）

ウ 納税証明書

- ・事業税及び法人税の納税証明書（直近1か年以内のもの）

- ・個人の場合は、所得税及び住民税の納税証明書（直近1か年以内のもの）

エ 直近（3か年分）の決算書等、財務状況がわかる書類など。

オ その他会社概要や本業務の実施に関して参考となる資料があれば、提出すること

(2) 提出期限

令和7年11月12日（水） 午後5時（必着）

(3) 提出方法

本要領中「13 問合わせ及び書類提出先」宛てに持参又は郵送により提出すること。
なお、郵送の場合は、書留郵便等の確実な手段により提出すること。

(4) 作成に当たっての留意点

- ・ 応募する企画書（①～⑧）は1案に限る。
- ・ 企画書の提出部数は1部（押印すること。）とする。
なお、企画提案書（④）及び収支計画（⑤）は別途7部提出すること。
パンフレット等の添付資料がある場合は、別綴りとし7部提出すること。
- ・ 提出後の企画書の内容変更は認めない。
- ・ 企画書等の著作権は、その応募者に帰属する。
なお、企画書等の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象になっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

11 審査及び委託先の決定方法

(1) 審査

① 審査者

外部識者を含む5名程度による審査委員会

② 審査手順

県担当による企画書の書面審査を行い、通過した提案について、審査委員会による審査会（プレゼンテーション）を実施し、業務委託候補者を選定する。

ただし、最低基準点に満たない場合は、選定されない。

県は、審査委員会の選定結果を基に、業務委託予定者を決定する。

③ 審査基準

別紙「審査基準書」のとおり。

④ 審査会（プレゼンテーション）日程

令和7年11月19日（水）に宮崎県庁で開催予定。

詳細な場所・時間等は、提案者に改めて連絡する。

(2) 審査結果の通知

提案者全員に通知する。

(3) 契約の締結等

上記手順により決定された業務委託予定者と提案の内容等について必要な協議を行い、合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続を行う。

なお、業務委託予定者との間での協議が合意に至らなかった場合は、他の業務委託候補者を業務委託予定者として必要な協議を行う。

12 その他留意事項

(1) 企画提案に要する一切の費用は、企画提案競技に参加するものの負担とする。

(2) 提出された企画書等は返却しない。

(3) 企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は他者に漏らしてはならない。

(4) 応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

① 参加申込書等を提出した以降契約締結までに、本要領中「4 参加資格」に定める要件のひとつでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合

② 参加申込書等を提出した以降契約締結までに、法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他法令の規定に基づく行政処分を受けた場合

③ 提出期限内に企画書の提出がされなかった場合

④ 提出書類に虚偽の記載をした場合

⑤ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

⑥ その他失格とするに足る事実が明らかになった場合

(5) 説明会、見学会及び審査会（プレゼンテーション）の開催日時・実施形式等は、変更となる場合がある。

13 問合わせ及び書類提出先

宮崎県国際・経済交流課 物産・海外展開担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

TEL：0985（26）7113／ FAX：0985（26）7327

E-mail：kokusai-keizaikoryu@pref.miyazaki.lg.jp